

広島県告示第千三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年十二月六日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

足立東城線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町粟田字新屋谷二三〇一番一地先から 庄原市東城町粟田字貝ノ端三〇七番一地先まで	一・〇〇〇 一一・二〇〇 〇〇〇	一・〇〇〇 一一・二〇〇 〇〇〇 二・〇〇〇 三・〇〇〇 〇〇〇	〇 一、六〇〇 〇	〇 一、六六〇 〇 〇 一、六〇〇 〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、六〇〇・〇 〇メートル